

篠村建設 株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員が個々の能力を発揮し、いきいきと活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 9 月 1 日 ～ 令和 7 年 8 月 31 日 までの 2 年間

2. 内 容

目 標 1. 社員が個々の能力を発揮し、モチベーションを維持できる職場環境の整備を行うと共に女性社員・管理職を対象としたキャリア形成研修を年2回以上実施する。（社外研修含む）

取組内容 ■ 令和 5 年 9 月 ～
・ 女性活躍に向けたキャリア形成の検討
・ 対象社員及び管理職にヒアリング開始
■ 令和 6 年 4 月 ～
・ 女性活躍に向けたキャリア形成研修の実施
・ 女性社員間の交流、管理職と意見交換のための機会設定
・ 資格取得の推進及び支援（受講機会の確保、受講料の補助等）

目 標 2. 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均7日以上とする。

取組内容 ■ 令和 5 年 9 月 ～
・ 取得日数の状況把握
・ 業務分担を見直し、業務の効率化を検討
■ 令和 6 年 4 月 ～
・ 有給休暇取得目標、計画取得の検討
・ 有給休暇取得推奨月間を設け、社員全員に周知する

目 標 3. 性別問わず、育児・介護の為に休暇の取得をしやすい環境を整備する。

取組内容 ■ 令和 5 年 9 月 ～
・ 社員の状況把握
・ 相談窓口を設置し全社員に周知する